

身体拘束の適正化のための指針

特定非営利活動法人にっこの森

1. 特定非営利活動法人にっこの森(以下、「当法人」という。)における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の方の行動の自由を制限するものであり、尊厳のある生活を阻むものである。当法人では安易な支援方法として身体拘束を選択することなく、全職員において身体拘束廃止に向けた意識を持ったうえで、利用者支援に努めます。

また、サービス提供にあたり、当該利用者又は他の利用者等の生命・身体・権利を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその行動制限を行わないこととします。

2. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、身体拘束等適正化検討委員会において検討を行い、下記3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てをみたした場合においてのみ、あらかじめ本人・保護者への説明及び同意を得たうえで身体拘束を行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、必要最低限の身体拘束となるよう努めます。

- ①切迫性...利用者本人又は他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い状態にあること
- ②非代替性...身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法が無いこと
- ③一時性...身体拘束による行動制限が一時的なものであること

3. 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

身体拘束適正化検討委員会の設置

当法人では、身体拘束の廃止及び適正化に向けて身体拘束適正化検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置します。

1 設置目的

- ・身体拘束の廃止および適正化に向けた現状把握と取組状況の確認
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等の発生について報告された事例の集計、分析及び適正化策の検討
- ・報告された事例及び分析結果の職員周知と適正化策を講じた後の効果の検証
- ・身体拘束適正化に関する職員研修の計画、実施

2 委員会の構成員

理事長、管理者、保護者

3 委員会の開催

- ・年1回以上開催
- ・必要時は随時開催

4. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束の廃止及び適正化と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行います。

- 1 全職員に対する研修の実施(年1回以上)
- 2 新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- 3 その他必要な教育・研修の実施

5. 事業所内で発生した身体拘束等の報告等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会に報告します。

6. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

①委員会の実施

緊急性や切迫性により身体拘束を行わなければならない場合、委員会を開催し、1.切迫性 2.非代替性 3.一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体拘束実施以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。上記の3要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。また、個別支援計画に必要事項を記載する。

②利用者本人や保護者に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。個別支援計画に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。身体拘束の同意書の説明をし、同意を得る。

(車いす利用について)

座位保持装置等、利用者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定されることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適正でないため、目的に応じて適切に判断するよう努めます。

③身体拘束の内容と記録

身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な下記の事項を記載します。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始時間及び解散の予定

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者・保護者等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、当法人の事業所内への掲示及びホームページへの掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

8. その他の身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等のしない支援を提供していくために、支援に関わるすべての職員が以下の点について共通認識をもち、拘束しない支援に取り組みます。

- ・安易に身体拘束を行っていないか。
- ・本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか。
- ・本当に他の方法はないか、検討しているか。

附 則

この指針は、令和5年3月1日から施行する。